

八ヶ岳特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

八ヶ岳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

北杜市所在県有林第四百八十六林班は1、は2及びイの各小班、第四百八十七林班に1、に2及びイの各小班、第四百九十三林班、第四百九十四林班、第四百九十五林班い1、い3、い4、い5、い9及びい10の各小班、第四百九十六林班ろ3小班、第四百九十七林班い2、い3及びい4の各小班、第四百九十八林班い1、い2、い3、は1、は2、は3、は4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、ろ14、ろ15及びイの各小班、第五百林班い1、い2、い3、い4及びい5の各小班、第五百一林班に1、に2、に3、に4、は1、は2、は3、は8、は9、は10、は11、は12及びは13の各小班並びに第五百二林班い小班の区域（県道敷を除く。）

3 特別保護地区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

八ヶ岳鳥獣保護区は、八ヶ岳南麓に広がる地域であり、大部分が八ヶ岳中信高原国定公園と重なっている。当地域の植生は、低から中標高地帯ではカラマツ、ダケカンバ、シラカンバが主となっており、下草としてはササ類が主となっている。

また、標高が高くなるにつれシラビソ、オオシラビソが主となっていく。生息している鳥類はオオルリ、メボソムシクイ、コマドリ、カケス等、亜高山帯に生息する種が多数確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドギツネ、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、ヤチネズミ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。

このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に川俣川渓谷を中心とした区域は、上記の鳥類の他にイワツバメ、アカハラ、ミソサザイ等が確認されており、良好な自然環境が保たれているといえる。このため、当該区域は八ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環境を保護する必要がある。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。